

(あて先) 川 口 市 長

住 所

氏 名

共同住宅等一般廃棄物等保管場所設置届

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第52条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建築物の概要

設 置 場 所		
施 主	住 所	
	氏 名	電話番号 ()
設 計 者	住 所	
	氏 名	電話番号 ()
工 事 施 工 者	住 所	
	氏 名	電話番号 ()
建 築 物 の 名 称		
建 築 物 の 用 途		戸
敷 地 面 積	m ²	
建 築 物 構 造	延 べ 面 積	(内訳) 住宅用部分 m ² 事業用部分 m ²
	造 地 下 階、地上 階	
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完成予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	

2 保管場所(有効面積)

保 管 場 所	再生利用対象物	箇所	m ²
	一 般 廃 棄 物	箇所	m ²

添付書類

- 1 建築物の案内図、配置図、各階平面図及び立面図
- 2 保管場所の配置図(位置図)及び詳細図
- 3 保管場所の面積算定書
- 4 その他特に市長が必要と認める書類及び図面

【一般廃棄物等保管場所の管理及び収集に関する注意事項】

- 1 保管場所の収集用扉は、一般廃棄物等収集日当日、午前8時30分から収集終了までの間、常に解錠状態にすること。(保管場所内から収集する場合)
- 2 格納容器を設置する場合、格納容器の破損・汚損等については、管理者責任で対応すること。
- 3 保管場所は、他施設との兼用はせず、明確に区分すること。
- 4 事業系ごみ(事務所等から発生したごみ)は、保管場所に排出しないこと。

受 付 欄